



## 2026 年度(令和 8 年度)より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

### ✓ 対象者

全ての被保険者



### ✓ 開始時期

2026 年(令和 8 年)4 月分保険料から、健康保険料・介護保険料とあわせて健康保険組合が徴収します。

### ✓ 支援金率

●支援金率は、国が一律の率を示し、原則その率で徴収することとなります。

2026 年度(令和 8 年度)は、0.23%からスタートし、2028 年度(令和 10 年度)には、0.4%程度に上がる見込みです。

●支援金額の被保険者・事業主の負担割合は折半(被保険者 0.115% : 事業主 0.115%)とされており、被保険者の標準報酬月額および標準賞与額にそれぞれ乗じた額が支援金として徴収されます。

例えば、標準報酬月額が 30 万円の方の場合、30 万円に 0.23%を乗じた 690 円(被保険者負担 345 円 : 事業主負担 345 円)が毎月徴収されます。賞与が支給される月も同じように標準賞与額に支援金率を乗じた額が徴収されます。

### ✓ 支援金の徴収

子ども・子育て支援金は法律上保険料と規定されるものの、健康保険組合が加入者のために行う保険給付や保険事業に充てることはできないため、あくまでも国の代わりに徴収し、国に納付する役割を健康保険組合が担います。

### ✓ 支援金の使途

支援金は、少子化対策の推進を目的として、児童手当の拡充、妊婦への支援給付、育児時短就業給付など、さまざまな施策に活用されます。

◎詳細は、2 ページ目のリーフレットをご参照ください。



2026年度(令和8年度)より開始します

# 「子ども・子育て支援金制度」

## POINT 1 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携のしくみです。

2026年(令和8年)4月保険料(5月納付分)より  
一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。

一般保険料

+

介護保険料  
(※40歳以上)

+

子ども・子育て  
支援金

追加



## POINT 2 納めた支援金は何に使われるの？

子ども・子育て支援金を財源として、こども未来戦略「加速化プラン」の取り組みを実施します。加速化プランでは、わが国の少子化対策を促進するために児童手当の拡充等の給付の拡充などを行います。

- 妊婦のための支援給付（10万円相当の経済的支援）
- 出生後休業支援（育休給付率を手取り10割相当に）
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）等

## POINT 3 どのくらい負担するの？

- 負担率(支援金率)は、2026年度(令和8年度)0.23%からスタートし、2028年度(令和10年度)には0.4%程度に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が2028年度(令和10年度)の支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩あがりに増え続けることはありません。

<各年度の支援納付金の総額>

※( )は支援金率

2026年度(令和8年度)...	約6,000億円(0.23%)
2027年度(令和9年度)...	約8,000億円
2028年度(令和10年度)...	約1兆円(約0.4%)
2029年度(令和11年度)以降は	約1兆円の範囲内で推移

## 一人当たり負担額

※イメージ※

(標準報酬月額×支援金率=毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万の場合 <2026年度(令和8年度)>

30万円 × 0.23% = 690円/月

事業主負担 345円	被保険者負担 345円
---------------	----------------

※賞与が支払われた際には、賞与からも徴収されます

※本リーフレットは、こども家庭庁・厚生労働省と内容を調整・確認のうえ作成しています。